

現職日本語教師研修プログラム普及事業
審査基準

1 書類審査

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類審査と合議審査により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、(3)に示す審査項目ごとに、(1)、(6)に示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

(1) 得点基準〔審査項目①～⑤〕

とても優れている＝10点 優れている＝9点 やや優れている＝7点
普通＝5点 やや劣っている＝3点 劣っている＝1点
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

(2) 得点基準〔審査項目⑥〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〔審査項目⑥の評価基準〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
 - ・認定段階3＝4点
 - ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。）＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定（旧基準）（※1）＝1点
 - ・くるみん認定（新基準）（※2）＝1.5点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

※1 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。

※2 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。

(3) 審査項目

①事業全体

- 1 事業の目的が現職日本語教師研修プログラム普及事業（以下「普及事業」という。）の目的にかなっていること。
- 2 事業全体の計画が合理的で実現可能性が高く、また研修規模としても十分なものであり、文化審議会国語分科会報告の教育内容等の
広く社会への普及の効果が期待できること。
- 3 事業の成果の評価方法が適切であり、日本語教育人材の質の向上に資するなどの改善が促される仕組みとなっていること。

②事業実施体制

日本語教育人材の養成・研修に関する十分な実績を有するコーディネーターや中核メンバーが必要な人員確保されており、組織体制が整っていること。

③実績

組織として、十分な日本語教育人材の養成・研修の事業の実施実績を有していること。

④事業内容

ア 研修体制・方法等の検討

研修体制・方法等の検討の内容及び方法が合理的かつ教育内容等を踏まえた適切なものであり、実施委員会等の内容も適切である。

イ 研修プログラムの実施

- 一 研修の内容等が教育内容等を踏まえた適切なものであり、研修の担当等も十分な専門的経験を有する者で構成されている。
- 二 研修プログラムが広く活用されるよう、効果的かつ持続可能な仕組み等の構築を考慮した、適切な普及計画が示されている。

⑤経費の妥当性

事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

(4) 書類審査における選考

書類審査において、審査項目①～⑤について審査委員会の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

(5) 最低評価基準

6割を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。審査委員会においては、得点の高いものから地域及び分野の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。ただし、選考する企画について、企画書に記載された事業経費予定額より低い額でもって選考する場合がある。

評価項目	点数	評価基準						
		とて も 優れている	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	審査の対象となる 審査項目として認められる内容がない
①－１	１０	１０	９	７	５	３	１	０
①－２	１０	１０	９	７	５	３	１	０
①－３	１０	１０	９	７	５	３	１	０
②	１０	１０	９	７	５	３	１	０
③	１０	１０	９	７	５	３	１	０
④－ア	１０	１０	９	７	５	３	１	０
④－イ －１	１０	１０	９	７	５	３	１	０
④－イ －２	１０	１０	９	７	５	３	１	０
⑤	１０	１０	９	７	５	３	１	０
⑥	５	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。						
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 ・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝２点 ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝３点 ・認定段階３＝４点 ・プラチナえるぼし認定＝５点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝１点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん認定（旧基準）（※２）＝１点 ・くるみん認定（新基準）（※３）＝１．５点 ・プラチナくるみん認定＝２点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝２点 ○上記に該当する認定等を有しない＝０点 ※１ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。 ※２ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号）による改正前の認定基準又は同附則第２条第３項の規定による経過措置により認定）。 ※３ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号）による改正後の認定基準により認定）。						

現職日本語教師研修プログラム普及事業
審査要領

現職日本語教師研修プログラム普及事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。